

国民健康保険事業について（案）

1 子ども・子育て支援金制度について

(1) 概要

令和8年度に、少子化対策に受益を有する全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連携の仕組みとして、医療保険の保険料と合わせて拠出する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

子ども・子育て支援金は、医療保険の保険料とあわせて徴収され、様々な子育て支援事業に活用されます。

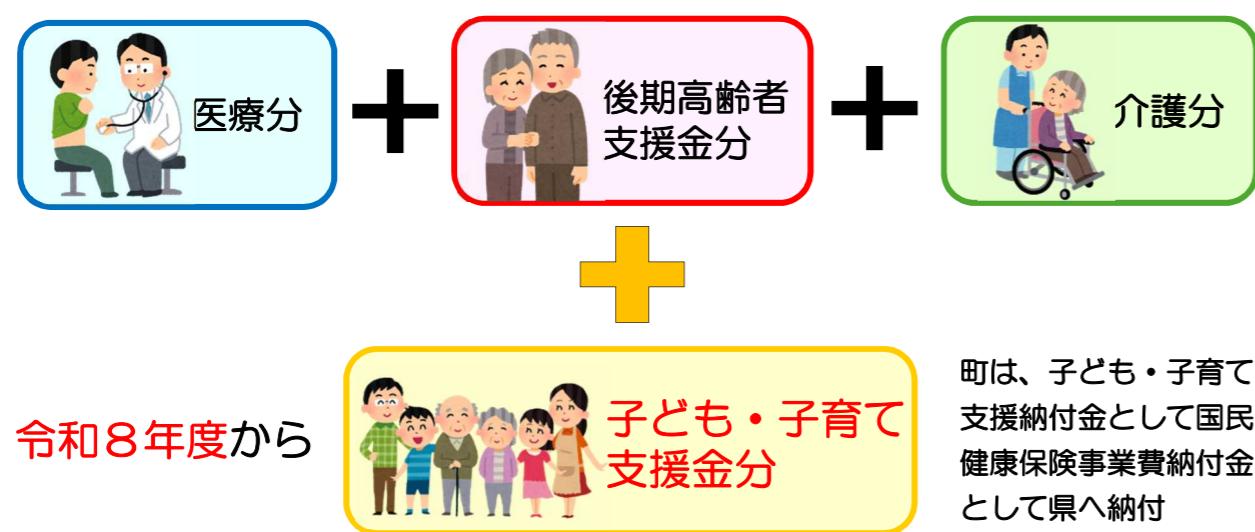
○子育て支援対象事業（主な事業）

- ・**妊婦のための支援給付（出産・子育て応援交付金）**
妊娠時と出産後に合計10万円の給付金
 - ・**こども誰でも通園制度（乳児等のための支援給付）**
乳幼児等が月の一定時間まで時間単位等で柔軟に通園できる制度
 - ・**出生後休業支援給付金**
育児休業中の給与減額に対する給付
 - ・**育児時短就業給付金**
時短勤務中に支払われた賃金額の10%相当額を支給
 - ・**国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除**

(2) 子ども・子育て支援金の徴収方法

国民健康保険料は、医療費の財源となる「医療分」、後期高齢者医療制度を支えるための財源となる「後期高齢者支援金分」及び40歳から65歳未満の介護保険第2号被保険者の方が納める「介護分」の3区分で構成されています。

これらに加えて、令和8年度からは新たに「子ども・子育て支援金分」の賦課・徴収が必要となります。



(3) 子ども・子育て支援金（納付金）の流れ

被保険者から納付された子ども・子育て支援金は、子ども・子育て支援納付金として国民健康保険の保険者である町から神奈川県を通じて国に納付され、子育て支援事業に活用されます。



(4) 国民健康保険加入者一人当たりの支援金額（国の試算）

国の試算では、国民健康保険の加入者一人当たりの支援金額（平均月額）は、令和8年度が**250円**、令和9年度が**300円**、令和10年度が**400円**となる見込みです。

(5) 低所得者等への保険料の減額

本制度が少子化対策に係るものであることから、子どもがいる世帯の賦課額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子どもに係る支援金の均等割額の10割が軽減されます。

また、現行制度と同様に、低所得者に対する応益分の軽減措置（軽減率：7割・5割・2割）の適用や、一定の限度額を設ける予定です。

(6) 制度開始までのスケジュール

令和7年11月14日	国民健康保険運営協議会への制度説明
12月5日	総務文教・福祉常任委員会への制度説明
12月～	支援金制度対応のためのシステム改修
12月～2月	条例改正案の策定
令和8年3月	令和8年3月定例会に条例改正案を上程
4月1日	子ども・子育て支援金制度開始

2 国民健康保険料（案）について

（1）現状

近年、湯河原町における国民健康保険の被保険者数の推移として、毎年約250人から300人強が減少となっています。主な要因としては、被保険者の高齢化に伴う後期高齢者医療への移行や社会保険の加入、転出、死亡などが挙げられますが、今後についても更なる減少が見込まれています。※【参考1】「①被保険者数の推移」参照

一方で、保険給付費（医療費）においては、被保険者数は減少傾向であるのに対し、20億円前後の多額な状況で推移しており、また、一人当たりの保険給付費においても、その額は増加傾向にあります。

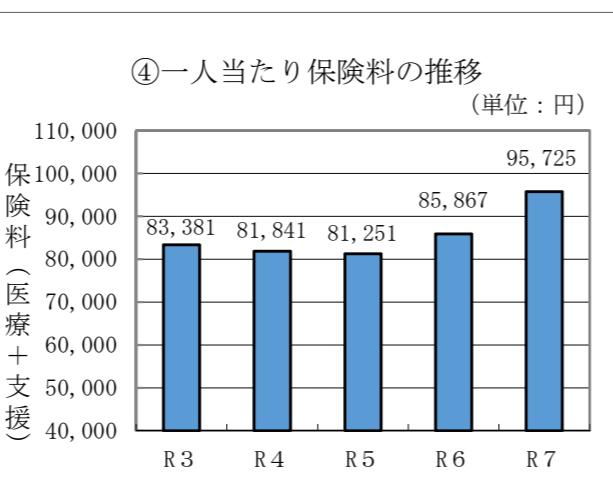
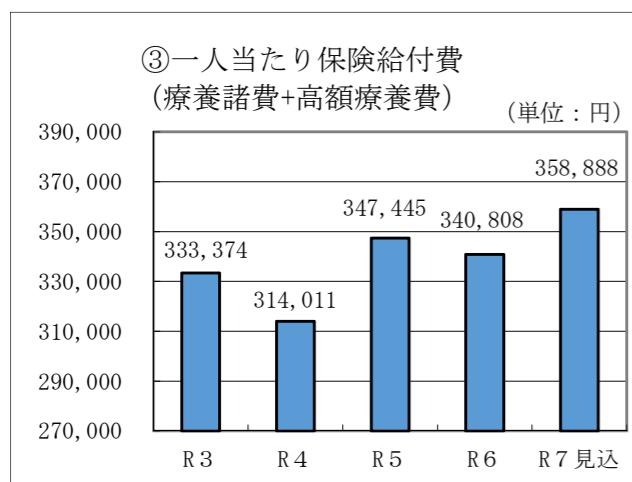
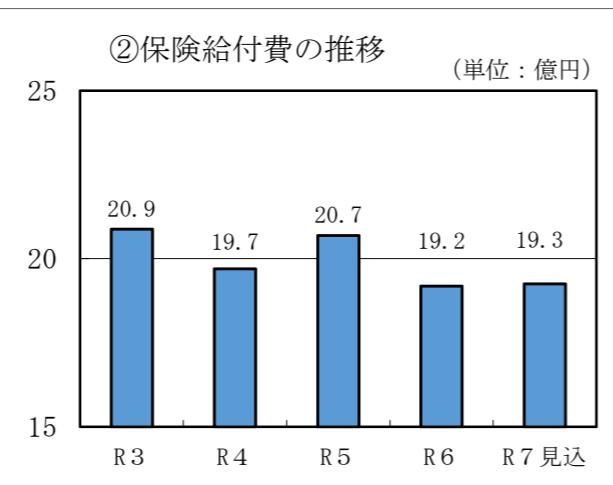
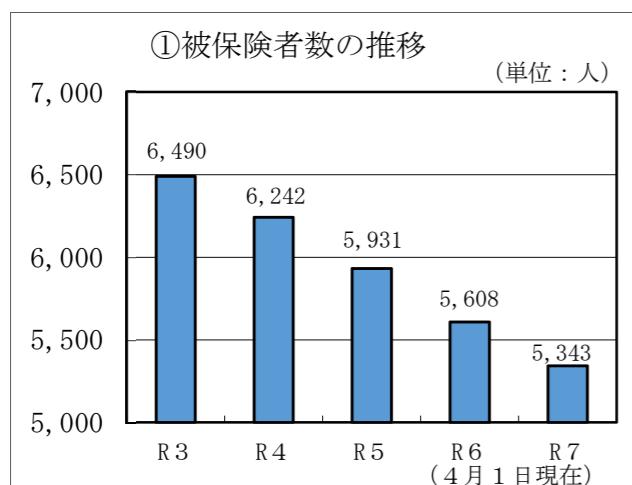
これら状況の主な要因としては、国民健康保険被保険者の高齢者割合の高さや、医療技術の高度化、高額な医薬品の使用などが影響しているものと考えられ、今後も保険給付費は高額な状態で推移するものと見込まれます。

※【参考1】「②保険給付費の推移」、「③一人当たりの保険給付費」参照

このような状況下において、国民健康保険事業の主たる財源となる国民健康保険料については、運営準備基金や繰越金を活用することで、保険料率の上昇をできる限り抑制し、被保険者の負担軽減を図ってきましたが、将来にわたる国民健康保険事業の運営継続のため、令和6年度に約5%、令和7年度には約10%の保険料引き上げを実施した上で事業の運営を行ってきました。

※【参考1】「④一人当たりの保険料の推移」参照

【参考1】



（2）国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業費納付金は、国民健康保険の財政運営主体である神奈川県が、県全体で必要となる事業費を算定し、国からの補助金等を除いた金額について市町村が納付金として負担（納付）するものです。

その納付金の財源として国民健康保険料が充てられますが、その納付額が高額であるため、保険料や運営準備基金の取崩し額に大きな影響を及ぼします。

また、令和7年度までは、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護分についてそれぞれの額を納付してきましたが、令和8年4月から創設される、子ども子育て支援金制度に係る「子ども・子育て支援金」の賦課・徴収の開始に伴い、令和8年度からは、子ども・子育て支援金分として、他の納付金と合わせて納付することとなりました。

納付金の金額は、11月中旬に仮の算定値が示され、本算定値（確定金額）は1月の月中旬に示されるため、令和8年度当初予算では、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護分については令和7年度の納付金額と同額、新たに加わる子ども・子育て支援金分については、県から示された参考金額で計上することを検討しています。

【参考2】

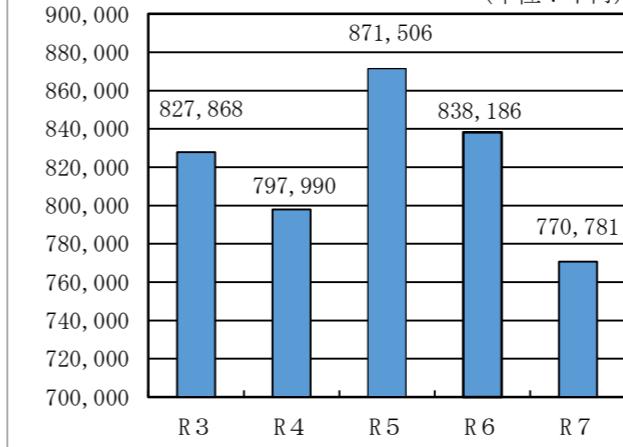
○国民健康保険事業費納付金の推移

（単位：千円）

区分 年度	医療分	後期分	介護分	子ども・ 子育て 支援金分	合 計	前年度比
R3年度	529,808	201,981	96,079	—	827,868	△4,140
R4年度	526,847	190,695	80,448	—	797,990	△29,878
R5年度	575,801	214,158	81,547	—	871,506	73,516
R6年度	553,959	207,778	76,449	—	838,186	△33,320
R7年度	499,663	190,847	79,771	—	770,281	△67,905
R8年度 (見込)	499,663	190,847	79,771	17,335	787,616	17,335

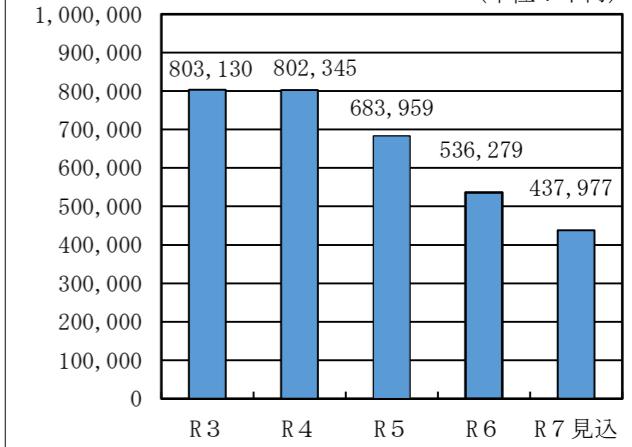
国民健康保険事業費納付金の推移

（単位：千円）



運営準備基金残高の推移

（単位：千円）



(3) 令和8年度における国民健康保険料の算定

今後も減少が続くことが見込まれる国民健康保険の被保険者数や全体の保険給付費及び一人当たりの保険給付費の推移、運営準備基金の残高の減少など、本町における国民健康保険事業の状況を踏まえると、保険料率上昇を抑制するために運営準備基金を活用した場合でも、保険料率の引上げが必要と考えます。

また、令和15年度には、県内市町村の保険料率の統一が予定されており、その際には、県内において比較的低い保険料率が本町では、更なる保険料の引上げが必要となることが想定されます。

※【参考3】「県内市町村の一人当たりの保険料(税)額」参照

本町の国民健康保険事業の安定した運営を継続して行っていくためには、運営準備基金の適切な活用に加え、保険料の激変緩和を図るため、段階的に保険料を引上げていくべきと考え、令和8年度の保険料について、一人当たりの保険料を令和7年度の保険料に対し、15%程度の引上げを実施したいと考えています。なお、その場合の運営準備基金の取崩し額は、55,361千円を見込んでいます。

○保険料引上率に対する一人当たりの保険料及び運営準備基金取崩し額

	一人当たりの保険料				基金取崩し額	基金残高
	医療分 + 後期分	介護分	子ども・ 子育て 支援金分	合 計		
R7保険料	95,725円	22,261円		117,986円	98,602千円	437,977千円
改定なし	95,725円	22,261円	3,450円	121,436円	130,299千円	307,678千円
+ 5 %	100,511円	23,374円	3,623円	127,508円	105,321千円	332,656千円
+ 10 %	105,298円	24,487円	3,795円	133,580円	80,341千円	357,636千円
+ 15 %	110,084円	25,600円	3,968円	139,651円	55,361千円	382,616千円
+ 20 %	114,870円	26,713円	4,140円	145,723円	30,382千円	407,595千円
+ 25 %	119,656円	27,826円	4,313円	151,795円	5,402千円	432,575千円
+ 26.2 %	120,805円	28,093円	4,354円	153,252円	—	437,977千円

【参考3】県内市町村の一人当たりの保険料(税)額

(単位：円)

自治体名	R7年度	R6年度	増 減	自治体名	R7年度	R6年度	増 減
横浜市	129,320	127,480	1,840	南足柄市	121,767	115,007	6,760
川崎市	167,091	162,243	4,848	葉山町	120,283	116,800	3,483
横須賀市	115,110	108,597	6,513	寒川町	133,233	122,622	10,611
平塚市	123,328	119,028	4,300	綾瀬市	108,171	94,949	13,222
鎌倉市	160,500	157,497	3,003	大磯町	123,074	112,015	11,059
藤沢市	154,483	150,192	4,291	二宮町	129,944	124,348	5,596
小田原市	136,288	126,553	9,735	中井町	101,254	94,550	6,704
茅ヶ崎市	124,205	122,143	2,062	大井町	113,859	96,476	17,383
逗子市	168,802	157,078	11,724	松田町	111,139	108,344	2,795
相模原市	136,464	114,162	22,302	山北町	138,006	117,515	20,491
三浦市	130,893	123,606	7,287	開成町	未集計	未集計	0
秦野市	110,312	107,721	2,591	箱根町	141,845	122,820	19,025
厚木市	109,442	105,304	4,138	真鶴町	107,768	102,803	4,965
大和市	132,949	128,307	4,642	湯河原町	117,986	106,572	11,414
伊勢原市	119,419	112,784	6,635	愛川町	108,454	102,936	5,518
海老名市	141,611	127,879	13,732	清川村	101,563	100,070	1,493
座間市	206,227	196,572	9,655	県平均	129,525	121,405	7,873

※神奈川県社会保障推進協議会調査より